

介護職員処遇改善交付金事業Q & A (その2)

問1 賃金改善は1人当たり15,000円以上行わないといけないのか。

回答

交付金見込額を上回る賃金改善が行われれば結構です。

15,000円は国が予算積算した際の目安です。例えば、交付金見込額が月額12万円で、介護職員が10人だった場合は1人当たり1万2千円を超える賃金改善を行えばOKということになります。

問2 県のQ & Aの問6では賃金改善の実施時期は支給日の属する月で判断するとなっているが、例えば平成21年10月勤務分から22年1月勤務分の正規職員及びパート職員の賃金を改善する場合、正規職員の賃金支払いは当月25日、パート職員は翌月5日となる場合の賃金改善実施期間はどのようにすべきか。

回答

正規職員は平成21年10月から22年1月、パート職員は平成21年11月から22年2月となります。このため、介護職員処遇改善計画書及び介護職員処遇改善報告書の賃金改善実施期間の欄には2段書きや3段書きでそれぞれの賃金項目の改善実施期間がわかるように記入してください。なお、現在ホームページにアップしている介護職員処遇改善計画書については賃金改善実施期間の欄を広げておりますので2段書きや3段書きで記入する場合は「～平成〇〇年〇〇月」の後ろに（正規職員賃金）等と記入してください。

また、平成21年度は賃金改善実施期間が国のQ & Aの（問9）のと通りの4つのパターンに限定されておりますので十分ご注意ください。

問3 平成21年度の交付金を平成22年6月の賞与改善に使えるか。

回答

平成21年度の交付金は平成21年度の賃金改善実施期間内に介護職員の賃金改善に使われることが必要です。

また、国の実施要領の8の一の工及び国のQ & Aの（問9）によると、平成21年度の賃金改善実施期間の終期は遅くても平成22年4月とされておりますので、平成22年6月を平成21年度交付金による賃金改善実施期間に含めることはできません。

問4 人員配置基準を超える介護職員以外の職員が介護職員を兼ねる場合は、兼務辞令が必要か。

回答

辞令は必ずしも必要はありませんが、実際に介護職員の業務に従事していたことが証明できない場合は交付金対象と見なされなくなりますので、勤務実績がわかる資料などの整備が必要です。

問5 法人の役員が介護業務を行っている場合には交付金の対象となるのか。

回答

法人の役員であっても、介護職員の業務に従事している場合には交付金の対象となりますが、役員報酬は賃金ではないので、労働の対価としての賃金により改善を行う必要があります。また、実際に介護職員の業務に従事していたことが証明できない場合は交付金対象と見なされなくなりますので、勤務実績がわかる資料などの整備が必要です。

問6 平成21年度に給料表を改定するが、これにより前年度より給料が上がる人もいるが、中には下がる人もいる。この下がる人の給料を前年度と同額に据え置くための費用を賃金改善額に含めることは可能か。

回答

賃金改善額は平成20年10月から翌年3月までの期間における賃金に対する改善額であることから、実際に賃金が上がってなければ賃金改善額に含めることはできません。

問7 平成20年度臨時職員だった者（賃金月額10万円）を平成21年度から正規職員（賃金月額15万円）とした場合は差額の5万円は全額賃金改善額に含まれるのか。

回答

臨時職員やパート職員が正規職員になることは賃金の改善ではなく、賃金以外の処遇改善になります。このため、平成21年度に新規に雇用した者と同様と考え、20年度に正規職員であった場合の賃金を仮計算して21年度の賃金と比較した差額が賃金改善額となります。

また、同様に、平成20年度に係員であった者が平成21年度に主任等になったため主任手当等が支給される場合、その主任手当等が新設されたものでなければ賃金改善額には含まれません。

既存の就業規則等による職種や役職の変化に伴う賃金の変更は交付金の対象外となります。

問8 介護職員処遇改善計画書の（1）の②の賃金改善所要見込額（総額）（ア＋イ－ウ）の額は①の平成〇〇年度交付金見込額（総額）と同額以上ということか。

回答

同額以上ではなく、上回っていなければいけません。

（説明会で配布した2色刷りの記入例の吹き出しには「①の額と同額以上になります」と記載されてありますが「①の額を上回ります」の誤りです。）

問9 複数の事業所を一括して申請する場合、介護職員処遇改善計画書の右上の介護保険事業所番号は記入する必要があるのか。

回答

複数の事業所を一括して申請する場合は必要ありません。別紙様式2（添付書類1）に各事業所の介護保険事業所番号を記載することになります。

問10 県のQ&Aの問4では、複数の事業所について一括申請した場合は、当該複数の事業所間で交付金をどのように充当してもよいとのことだが、事業所単位でバラバラに申請した場合においても事業所間で交付金をやりくりしてもいいのか。

回答

事業所単位でバラバラに申請した場合は、当該事業所が交付を受けた交付金は当該事業所のみで賃金改善に使うこととなります。ただし、他県の事業所の賃金改善に使う場合と他県の事業所が受けた交付金を使う場合は別紙様式2（添付書類2）の介護職員処遇改善計画書（他都道府県状況一覧表）を添付すれば大丈夫です。

問11 申請に際し添付する「就業規則」及び「労働保険に加入していることが確認できる書類」はいずれも写しでいいのか。

回答

いずれも写しで結構です。なお、就業規則は労働基準監督者の収受印があるものの写しを提出してください。

問12 説明会で配布された「福島県介護職員処遇改善交付申請チェックリスト」は申請書と併せて提出する必要があるのか。

回答

チェックリストは必ず全項目チェックの上、申請書と併せて提出してください。なお、複数の事業所について一括して申請する場合は、チェックリストの上から2番目の「右上の「介護保険事業所番号」を正確に記入している」にチェックする必要はありません。

問13 申請書等は各1部の提出でいいのか。

回答

県に提出する申請書等は各1部で結構です。

なお、申請後に記載内容等について質問をする場合がありますので、手元に1部控えをとっておいてください。